

入札説明書

1 発注業務の概要

業務名	米子新体育館整備等に関するPPP/PFI手法導入可能性調査業務
業務期間	契約の締結の日から令和4年3月1日まで
業務概要	<p>新たに整備を検討している鳥取県・米子市新体育館について、策定済の「鳥取県・米子市新体育館整備基本計画」をもとに、新体育館の整備・運営について、民間の資金、経営能力等を活用するPPP/PFI手法の導入可能性調査を実施する。</p> <p>また、米子市東山公園内の体育施設及びその他の米子市内の体育施設全般の一体管理についても調査を実施する。</p> <p>※詳細については、別に定める仕様書のとおり</p>
予定価格	非公表
契約保証金	免除
前払金	無
部分払	無

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、市長が定める令和3年度米子市測量等業務指名競争入札参加資格（建設コンサルタントもしくは建築士）を有する単独企業又は令和3年度米子市建設工事、測量等業務、物品・役務等のいずれかの入札参加資格を有する者2者によって自主結成された共同企業体で、次の表の中欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を全て満たす者とする。

単独企業としての条件	業務実績・住所要件	<p>次に掲げる条件のすべてを満たした者であること。</p> <p>(1) 平成23年度以降に、単独又は共同企業体の代表者として、国又は地方公共団体が発注するPPP/PFI手法導入可能性調査業務を受注・完了した実績を有すること。</p> <p>(2) 令和3年7月12日現在で、米子市内に本店を有すること。又は、鳥取県内に本店を有し、米子市内に支店又は営業所（契約を締結する権限について、年間委任状が米子市に提出されているものに限る。）のいずれかを有すること。</p>
	指名停止	入札参加申込みの時点において、米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
	経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
	その他	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。

共同企業体としての条件	代表者	<p>代表者は、次に掲げる条件のすべてを満たした者であること。</p> <p>(1) 平成23年度以降に、単独又は共同企業体の代表者として、国又は地方公共団体が発注するPPP/PFI手法導入可能性調査業務を受注・完了した実績を有すること。</p> <p>(2) 令和3年度米子市建設工事、測量等業務、物品・役務等のいずれかの入札参加資格を有すること。</p> <p>(3) 最も大きな出資比率を保有していること。</p>
	代表者以外の構成員	<p>代表者以外の構成員は、次に掲げる条件のすべてを満たした者であること。</p> <p>(1) 令和3年度米子市測量等業務指名競争入札参加資格（建設コンサルタントもしくは建築士）を有すること。</p> <p>(2) 米子市内に本店を有すること。又は、鳥取県内に本店を有し、米子市内に支店又は営業所（契約を締結する権限について、年間委任状が米子市に提出されているものに限る。）のいずれかを有すること。</p>
構成員としての条件	出資比率	出資比率を30パーセント以上保有していること。
	重複禁止	本件入札において、他の共同企業体の構成員でないこと。
	指名停止	入札参加申込みの時点において、米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
	経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
	その他	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。
共通事項	他の入札者との関係	<p>他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。</p> <p>(1) 入札者（その取締役を含む。次号において同じ。）が他の入札者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係</p> <p>(2) 入札者と他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係</p> <p>(3) 入札者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札者の取締役を兼ねている関係</p> <p>(4) 入札者の取締役と他の入札者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係</p> <p>(5) 前各号の関係に準ずる関係</p>

3 設計図書に対する質問及び回答

質問先	米子市総務部契約検査課 ファクシミリ 0859-23-5368 ※質問事項を記載した書面（別記様式5号）をファクシミリで送付のこと。
受付期間	令和3年7月12日（月）から同月26日（月）までの日の午前9時から午後4時まで
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合又は質問の内容が意見などの場合には、掲載はしない。

4 入札参加申込みの期限等

申込期限	令和3年7月26日（月）午後4時
申込場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課 電話 0859-23-5365
提出書類	次の書類を、記載要領（各様式の下欄に記載）に基づき各1部を提出のこと。 （1）入札参加申込書（様式第1号） （2）業務実績調書（様式第2号） （3）共同企業体協定書（様式第3号）の写し（共同企業体の場合のみ） （4）資本的関係等確認調書（様式第4号） （5）返信用封筒（84円切手を貼ること。）
指名通知	令和3年7月28日（水）に入札参加申込者に対し、入札参加資格に係る審査結果を記載した通知書及び郵便入札で使用する指定の封筒（入札書を同封するもの）を、入札参加申込みの際に提出された返信用封筒により発送する予定。 なお、次のいずれかの要件に該当するときは、指名を行わないものとする。 （1）入札参加資格者としての条件を満たさないとき。 （2）その構成員において、市が発注している業務の履行が著しく遅れている者がいるとき。 （3）その構成員において、賃金及び下請代金の支払並びに労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる者がいるとき。 （4）その構成員において、市長が受注者としてふさわしくないと認めるとき。

5 入札日等

入札日	令和3年8月11日（水）午後1時30分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎202会議室
入札書の提出方法	郵便入札方式とする。 （1）郵送方法 指定の封筒（審査結果を記載した通知書と同封のもの）により、配達日指定郵便、かつ、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかの手続きを郵便局で行うこと。 （2）差出期限 令和3年8月6日（金） （3）指定配達日 令和3年8月10日（火）※日付を間違えないこと。 （4）提出物 入札書（様式第6号）
入札保証金	免除

その他	<p>(1) 入札者は、入札時に立会人として参加することができる。ただし、その立会人の数は、1入札者当たり1人（共同企業体の場合にあつては構成員数）を上限とする。</p> <p>(2) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。</p> <p>(3) 入札が完了に至るまでは、入札を辞退することができる。</p> <p>(4) 入札において予定価格に達する者がいない場合は、後日改めて再度の入札を郵便入札方式で行う。ただし、当該入札に参加することができる者は、当初の入札に参加した者に限る。</p>
-----	---

6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部契約検査課（電話0859-23-5365・ファクシミリ0859-23-5368）とする。
- (2) 入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであつて、必ず指名されとは限らない。
- (3) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (4) 本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市契約規則又は米子市が定める入札関係手続きに基づくものとする。

様式第1号

入札参加申込書

令和 年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

業務名 米子新体育館整備等に関する PPP/PFI 手法導入可能性調査業務

上記業務の公募型指名競争入札に参加を申し込みます。

(住所、名称及び代表者名)

印

連絡先 担 当 者 名
電 話 番 号
ファクシミリ番号

業務実績調書

会社名		
業務名等	業務名	
	発注機関名	
	業務場所	
	請負金額(最終)	千円
	委託期間	
	受注形態	(%)
業務概要		

<記載要領>

- 1 単独又は共同企業体の代表者としての入札参加資格者条件となっている業務実績を記入すること。その際に、鳥取県内での業務実績を優先して記入すること。
- 2 発注機関名は、米子市、鳥取県〇〇地方県土整備局、中国地方整備局〇〇工事事務所等と具体的に記入すること。
- 3 請負金額は、千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。また、共同企業体の場合は、当該業務の出資比率を(%)内に記入すること。
- 5 当該業務の確認書類として業務実績が確認できる契約書等(共同企業体による場合はその協定書を含む。)を添付すること。
- 6 記載を要しない欄には、斜線を引くこと。

様式第3号

米子新体育館整備等に関するPPP/PFI手法導入可能性調査業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連携して営むことを目的とする。

- 一 米子市発注に係る米子新体育館整備等に関するPPP/PFI手法導入可能性調査業務（当該事業内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。）の請負。
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、米子新体育館整備等に関するPPP/PFI手法導入可能性調査業務共同企業体（以下、「当企業体」という。）と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を _____ におく。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務の委託契約期間の履行後3ヶ月以内を経過する日までの間は、解散することはできない。

2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項に規定に関わらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称
住 所
商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前金払及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

_____ %
_____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行その他の業務の実態に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の時決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により各構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により各構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を履行する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中においては前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した

金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中に破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退若しくは除外された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員が共同連携してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり米子新体育館整備等に関するPPP/PFI手法導入可能性調査業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

印

印

資本的関係等確認調書

代表者にとって 資本的・人的関係のある者の 住所・名称	当該関係人との関係

<記載要領>

- 1 「代表者にとって資本的・人的関係のある者の住所・名称」欄には、米子市建設工事入札参加資格者及び米子市物品役務入札参加資格者のみを記載すること。
- 2 自社及び自社の役員の保有株式を合わせて他の米子市建設工事入札参加資格者及び米子市物品役務入札参加資格者の総株数の25%以上を保有するものを記載すること。(関係業者が上場企業である場合は、法人(自社)保有のもののみ記載)
- 3 役員が他の建設業者の役員を兼ねているものは、常勤・非常勤を問わず記載すること。(監査役については、記載の必要なし)
- 4 該当がない場合は、「該当なし」と記載し提出すること。

様式第5号

設計図書等に対する質問書

令和 年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

住 所

商号及び名称

代表者職氏名

担 当 者 名

電 話 番 号

F A X 番 号

このことについて、次のとおり質問します。

業務名 米子新体育館整備等に関する PPP/PFI 手法導入可能性調査業務

番号	質問内容

※送信票は必要ありません。この質問書のみFAX（0859-23-5368）してください。

令和 3 年 8 月 1 1 日

入札書（第 回）

米子市長 伊 木 隆 司 様

米子市会計規則（平成 1 7 年米子市規則第 4 4 号）及び米子市契約規則（平成 1 7 年米子市規則第 4 3 号）並びに現場等を熟覧の上、次のとおり入札します。

入 札 者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

1 入札物件 米子新体育館整備等に関する PPP/PFI 手法導入可能性調査業務

2 入札金額 _____ 円

注意 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。

令和 年 月 日

辞退届

米子市長 伊 木 隆 司 様

入 札 者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

- 1 入札物件 米子新体育館整備等に関する PPP/PFI 手法導入可能性調査業務
- 2 入札日 令和3年8月11日

上記の入札物件について、下記の理由により辞退します。

(辞退理由)